

世田谷区公報

目次

規 則

○世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則（75）	2
○世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則（76）	2
○世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則（77）	2
○世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則（78）	2
○世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（79）	2
○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則（80）	2

告 示

○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示（558）	10
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示（559）	10
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示（560）	10
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（561）	10
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（562）	10
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（563）	11
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（564）	11
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（565）	11
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示（566）	11
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（567）	11
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（568）	11
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（569）	11
○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の策定及び関係図書縦覧の告示（570）	11
○世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の指定の告示（571）	11
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（572）	12
○建築基準法に基づく道路位置指定の告示（573）	12
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備	

すべき道路指定の告示（574）	12
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（575）	12
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（576）	12
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（577）	12
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（578）	12
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（579）	12
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示（580）	12
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（581）	13
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（582）	13
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示（583）	13
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（584）	13
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（585）	13
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（586）	13
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出の告示（587）	13
○地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示（588）	13
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（589）	13
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（590）	13
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（591）	13
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（592）	14
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（593）	14
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示（594）	14
○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示（595）	14
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（596）	14
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示（597）	14
○建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示（598）	14
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示（599）	14
○建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示（600）	14
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（601）	15
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（602）	15

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（603）	15
○令和7年9月29日世田谷区告示第582号の一部を訂正する告示（604）	15
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（605）	15
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（606）	15
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（607）	15
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示（608）	15
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示（609）	15
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（610）	15
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（611）	16
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（612）	16
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（613）	16
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（614）	16
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（615）	16
○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示（616）	16
○世田谷区特別区税条例に基づく区税に関する申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の告示（617）	16

公 告

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（60）	16
○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告（61）	16
○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（62）	16
○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（63）	16
○マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく定款の変更認可の公告（64）	17
○道路法に基づく違法放置等物件の除去及び保管の公告（65）	17
○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告（66）	17

公 告（教）

○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示（7）	17
--	----

公 告（農）

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（8）	17
-----------------------------------	----

公 告（監）

○地方自治法に基づく職員の賠償責任及び長の要求監査結果報告書の公表（4）	17
--------------------------------------	----

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和 8 年 8 月 31 日
世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区規則第75号**
世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第76号**
世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第77号**
世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第78号**
世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第79号**
世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第80号**
世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区庁舎管理規則（平成17年2月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条第1項に次の3号を加える。

(3) 本庁舎地下駐車場及び本庁舎東棟展望ロビーを利用する場合

(4) 庁舎を借り受けて営業する店舗を利用する場合

(5) 区民利用・交流拠点施設（別表第2に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する場合

第5条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、休日を除く日に職員が登庁する場合及び前項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、庁舎管理者が指定する委託事業者その他の者が確認する場合は、この限りでない。

第12条第1項ただし書中「及び展望ロビー」を「、展望ロビー及び2階飲食スペース」に改め、同条第2項中「庁舎管理者」の次に「(区民利用・交流拠点施設においては、生活文化政策部市民活動推進課長を含む。以下第5項から第7項までにおいて同じ。)」を加える。

別表本庁舎（梅丘分庁舎、分庁舎（ノバ

ビル）、城山分庁舎及び二子玉川分庁舎並びに区議会の用に供する部分を除く。）の項中「本庁舎（梅丘分庁舎、分庁舎（ノバビル）、城山分庁舎及び二子玉川分庁舎並びに区議会の用に供する部分を除く。）」を「本庁舎（梅丘分庁舎、城山分庁舎及び二子玉川分庁舎並びに区議会の用に供する部分を除く。）」に改め、同表本庁舎（分庁舎（ノバビル）に限る。）の項を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）	
区民利用・交流拠点施設	庁舎内の所在
区民交流スペース	本庁舎東棟1階
区民交流室	本庁舎東棟2階及び西棟2階
広場	本庁舎広場
ピロティ	本庁舎東棟ピロティ
屋上庭園	本庁舎東棟6階
エントランスホール	本庁舎東棟1階及びM1階

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。ただし、別表本庁舎（梅丘分庁舎、分庁舎（ノバビル）、城山分庁舎及び二子玉川分庁舎並びに区議会の用に供する部分を除く。）の項の改正規定及び同表本庁舎（分庁舎（ノバビル）に限る。）の項を削る改正規定は、同年11月1日から施行する。

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則（平成25年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和59年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条各号中「3,661,000円」を「3,758,000円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和8年8月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給の制限について適用し、同月前の月分の手当の支給の制限については、

なお従前の例による。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則（昭和50年4月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表36の項各号列記以外の部分中「（という。）」の次に「及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 省令第13条第3項の規定による歯科技工所番号の通知

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区歯科技工士法施行細則（平成9年3月世田谷区規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和30年厚生省令第23号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第2条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 省令第13条第3項の規定による歯科技工所番号の通知は、歯科技工所番号通知書（第1号の2様式）により行うものとする。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第63号）附則第3条に規定する通知は、この規則による改正後の第2条第3項の規定の例による。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成19年4月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項第2号、第3号及び第5号中「不特定若しくは」を「不特定かつ」に改め、同条第7項中「及び別表第2」を「並びに別表第3及び別表第4」に、「若しくは」を「かつ」に改め、同条第8項中「別表第2」の次に「及び別表第3」を加え、「不特定若しくは」を「別表第3中「不特定かつ」に改め、同条第9項中「別表第2」の次に「及び別表第3」を、「別表第12の1の項第1号」の次に「及び別表第13の1の項第1号」を、「別表第12」の次に「及び別表第13」を加える。

別表第2の8の項を次のように改める。

8 便所	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は次に掲げるものとする。 ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。
------	---

- イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。
- ア 次に掲げる建築物における不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。
- (ア) 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）
- (イ) 診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ウ) 助産所、施術所又は薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (エ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- (オ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設
- (カ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設
- (キ) 学校その他これらに類する施設
- (ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- (ケ) 自動車の駐車のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの
- (コ) 自動車修理工場又は自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (サ) 自動車教習所のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (シ) 給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ス) 公衆便所
- (セ) 区民会館、区民センター又は区立地区会館
- (ソ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設
- (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (チ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ツ) 卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (テ) 飲食店のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ナ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ハ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ホ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
- (ロ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ヒ) キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホールその他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (フ) 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ヘ) 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (ホ) 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (マ) 公共用歩廊のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (ミ) 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (ム) 複合施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。
- (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- (イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けること。
- (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便所（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便

房)を設けること。

ア 前号の規定により同号に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる(ア)の場合にあっては、(ア)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(イ)の場合は、この限りでない。

(ア) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける前号に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合にあっては、当該便所の数とすること。

A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2

B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。

A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

B 便所設置階の前号に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の同号に規定する便所に設ける場合

C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合

a 男子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

b 女子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける前号に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（(イ)Aに規定する施設が(イ)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の前号に規定する便所及び女子用の同号に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

イ 前号に定めるもののほか、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(ウ) 車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(4) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。

ア 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

イ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

ウ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。

エ 便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とする。

(ア) 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。

(イ) (ア)の規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。

オ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とする。

(ア) 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。

(イ) (ア)の規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。

(5) 第3号ウ(エ)及び前号アからウまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。

別表第 2 の 18 の項を次のように改める。

18 観覧席及び客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該観覧席又は客席の各階には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。 イ 当該階に設ける座席の数が 266 以下の場合 2 ロ 当該階に設ける座席の数が 266 を超える場合 当該座席の数に 400 分の 3 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） エ 当該観覧席又は客席には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。 イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 100 以下の場合 2 ロ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合 当該座席の数に 50 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） ハ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 200 を超える場合 当該座席の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数 (2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、90 センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、135 センチメートル以上とすること。 ウ 床は、平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ 1 以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。 カ 2 以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。 (3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。 ア 当該階に設ける座席の数が 400 を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前号オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち 1 以上に縦通路が存するよう分散すること。 イ 当該階に設ける座席の数が 1,000 を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち 1 以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。 (4) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。
------------	--

別表第 2 の 20 の項中「こと。」の次に「なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）」を加える。

別表第 3 の 8 の項を次のように改める。

8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものとする。 ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 不特定多数利用便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる建築物における不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 イ 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） ロ 診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）のうち床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの ハ 助産所、施術所又は薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの ニ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ホ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 ヘ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 コ 学校その他これらに類する施設 ク 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ケ 自動車の駐車のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）のうち床面積の合計が 500 平方メートル以上のもの コ 自動車修理工場又は自動車洗車場のうち床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの サ 自動車教習所のうち床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの シ 給油取扱所のうち床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの ス 公衆便所 セ 区民会館、区民センター又は区立地区会館 ソ 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1 の集会室の床面積が 200 平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 タ 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が 200 平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの
------	--

- (チ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ツ) 卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (テ) 飲食店のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ナ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ヌ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ネ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
- (ノ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ヒ) キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホールその他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (フ) 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (ヘ) 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (ホ) 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (マ) 公共用歩廊のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (ミ) 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (ム) 複合施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。
- (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- (イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第 1 の 1 の部及び 2 の部の公共的施設のうち高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 19 号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 5 条第 1 号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあっては多数の者）（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- ウ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること。
- (3) 不特定多数利用便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。
- ア 前号の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち 1 以上（次に掲げる(ア)の場合にあっては、(ア)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(イ)の場合は、この限りでない。
- (ア) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の A 又は B に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とすること。
- A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2
- B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- (イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。
- A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- B 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
- C 次の a 又は b に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 a 又は b に定める場合
- a 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合
- b 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合

- D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ）Aに規定する施設が（イ）Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合
- イ 前号に定めるもののほか、不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。
- ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。
- （ア）腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- （イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- （ウ）車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
- (4) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。
- ア 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
- イ 次に掲げる建築物で（ア）から（サ）までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、（シ）から（タ）までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、（チ）については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、（ツ）については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
- （ア）病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設
- （イ）保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- （ウ）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設
- （エ）老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設
- （オ）学校
- （カ）公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設
- （キ）百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- （ク）飲食店
- （ケ）郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- （コ）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- （サ）博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
- （シ）ホテル、旅館その他これらに類する施設
- （ス）劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設
- （セ）展示場又はこれに類する施設
- （ソ）体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する施設
- （タ）集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）
- （チ）地下街又はこれに類する施設
- （ツ）複合施設
- ウ イに掲げる建築物で（ア）から（タ）までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、（チ）については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、（ツ）については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。
- エ 便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。
- （ア）大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。
- （イ）（ア）の規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。
- オ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。
- （ア）小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。
- （イ）（ア）の規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。
- (5) 第3号ウウ及び前号アからウまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。

別表第3の16の項を次のように改める。

16 観覧席及び客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとすること。 (1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとすること。
------------	---

	ア 当該観覧席又は客席の各階には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。 (ア) 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2 (イ) 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に400分の3を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 ウ 床は、平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。 カ 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。 (3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。 ア 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前号オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。 イ 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。 (4) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。
別表第12の8の項を次のように改める。	
8 便所	(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものとする。 ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 多数の者が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 共同住宅のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (イ) 長屋、寮又は宿舎のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。 (3) 多数の者が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。 ア 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる(ア)の場合にあつては、(ア)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(イ)の場合は、この限りでない。 (ア) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合にあつては、当該多数の者が利用する便所の数とすること。 A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 B 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合 a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、(ア)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、(ア)に掲

	ける場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合 D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の 1 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ)Aに規定する施設が(イ)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。))に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合 イ 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち 1 以上は、車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。 ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 (4) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)は、次に掲げるものとすること。 ア 便所(床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。)内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を 1 以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 イ 便所内に、車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 (ア) 大便器は、1 以上を腰掛式の大便器とすること。 (イ) (ア)の規定により設けられた大便器のある便房の 1 以上に、手すりを設けること。 ウ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 (ア) 小便器は、1 以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。 (イ) (ア)の規定により設けられた小便器の 1 以上の付近に、手すりを設けること。 (5) 第 3 号ウ(エ)及び前号アの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること(当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。)
別表第13の 8 の項を次のように改める。	
8 便所	(1) 多数の者が利用する便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 多数の者が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとすること。 ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階(イに掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 共同住宅のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (イ) 長屋、寮又は宿舍のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとすること。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。 (3) 多数の者が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房(男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設けること。 ア 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階(以下この項において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち 1 以上(次に掲げる(ア)の場合にあっては、(ア)に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(イ)の場合は、この限りでない。 (ア) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の A 又は B に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数をを超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とすること。 A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の 1 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとすること。

	A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 B 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合 a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。))の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数((イ)Aに規定する施設が(イ)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。))に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合 イ 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。 ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (4) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとすること。 ア 便所(床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。)内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 イ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。
--	--

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)第14条の規定による届出(以下「条例の規定による届出」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備(以下「生活環境の整備」という。)について適用し、施行日以前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

告 示

◎世田谷区告示第558号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年8月3日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第559号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年8月3日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第560号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年8月3日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第561号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和8年8月3日

世田谷区長 保坂展人

- | | | |
|---|------------|-------------------------------|
| 1 | 事業所の名称 | 放課後等サービス
ウィズ・ユー世田谷
奥沢 |
| 2 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区奥沢四丁目4番6号AL EX
奥沢1階 |
| 3 | 申請者の名称 | 株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザー |
| 4 | 指定年月日 | 令和8年8月1日 |
| 5 | 障害児通所支援の種類 | 保育所等訪問支援 |

◎世田谷区告示第562号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及

び第 59 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 事業所の名称 レアレアキ
ッズ
- 2 事業所の所在地 東京都世田
谷区奥沢七
丁目 10 番 5
号フィルパ
ーク九品仏
2 階
- 3 申請者の名称 レアレアキ
ッズ株式会
社
- 4 指定年月日 令和 8 年 8
月 1 日
- 5 障害児通所支援の種類 児童発達支
援・放課後
等デイサー
ビス

◎世田谷区告示第 563 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 5 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区若林三丁目 165 番 1 の内
- 3 変更の区域
延長 6.11メートル
幅員 1.00メートルから
1.07メートルまで
面積 5.54平方メートル

◎世田谷区告示第 564 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 5 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号 45-G164
- 2 変更の区間 世田谷区喜多見三丁目 4280 番 1 の内
- 3 変更の区域
延長 14.63メートル
幅員 0.64メートルから
0.65メートルまで
面積 9.48平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 5 日

◎世田谷区告示第 565 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第

1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 5 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区上祖師谷二丁目 382 番 88
- 3 変更の区域
延長 6.98メートル
幅員 0.24メートル
面積 1.72平方メートル

◎世田谷区告示第 566 号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 7 条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 5 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 番号
(1) 21-Z119
(2) 21-Z120
- 2 区間
(1) 世田谷区梅丘二丁目 1340 番 1 地先無番
(2) 世田谷区梅丘二丁目 1340 番 1 地先無番
- 3 用途
(1) 区管理水路
(2) 区管理水路

◎世田谷区告示第 567 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 6 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 6 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号 36-5
- 2 供用開始の区間 世田谷区野沢二丁目 92 番 61
- 3 供用開始の区域
延長 9.48メートル
幅員 2.85メートルから
2.98メートルまで
面積 27.67平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 6 日

◎世田谷区告示第 568 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 6 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 6 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区宇奈根二丁目 159 番 12 の内から 159 番 10 の内まで
- 3 変更の区域
延長 9.27メートル
幅員 0.63メートル
面積 6.07平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 6 日

◎世田谷区告示第 569 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 6 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 6 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号 31-20
- 2 変更の区間 世田谷区野沢四丁目 233 番 28 の内
- 3 変更の区域
延長 4.99メートル
幅員 0.00メートルから
0.05メートルまで
面積 0.14平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 6 日

◎世田谷区告示第 570 号

世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第 17 号）第 11 条第 1 項の規定により、地区街づくり計画を策定したので、同条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 6 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 地区街づくり計画の名称 代田地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域 世田谷区代田一丁目、代田二丁目、代田三丁目、代田四丁目、代田五丁目及び代田六丁目各地内
- 3 縦覧場所 世田谷区北沢総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第 571 号

世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第 17 号）第 24 条第 1 項の規定により、街づくり誘導地区を指定したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 6 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 街づくり誘導地区の名称 代田地区街づくり誘導地区

世田谷区公報

2 街づくり誘導地区を指定する土地の位置及び区域 世田谷区代田一丁目、代田二丁目、代田三丁目、代田四丁目、代田五丁目及び代田六丁目各地内 3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称 代田地区地区街づくり計画 4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類 世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則（平成7年3月世田谷区規則第38号）第15条第1号、第2号及び第3号に掲げる建築行為等 5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期 令和8年9月5日	世田谷区奥沢三丁目47番から33番先まで 3 指定区域 延長 87.42メートル 幅員 11.92メートルから12.05メートルまで	幅員 0.15メートルから0.18メートルまで 面積 1.62平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年8月12日
◎世田谷区告示第572号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和8年8月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年8月7日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区若林三丁目165番15の内 3 変更の区域 延長 7.84メートル 幅員 0.53メートルから0.85メートルまで 面積 4.86平方メートル	◎世田谷区告示第575号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年8月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年8月10日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区経堂二丁目228番53 3 変更の区域 延長 5.98メートル 幅員 0.24メートルから0.25メートルまで 面積 1.48平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年8月10日	◎世田谷区告示第578号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年8月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年8月13日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区駒沢二丁目962番32の内 3 変更の区域 延長 18.48メートル 幅員 0.69メートルから0.71メートルまで 面積 12.95平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年8月13日
◎世田谷区告示第573号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和8年8月7日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 第2972号 2 指定年月日 令和8年8月6日 3 指定の位置 世田谷区奥沢五丁目285番12の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 9.63メートル 6 申請者氏名 株式会社レーベンホームビルド 代表取締役 原 忠行	◎世田谷区告示第576号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年8月12日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 23-G064 2 変更の区間 世田谷区桜丘一丁目2610番3の内 3 変更の区域 延長 15.27メートル 幅員 1.07メートル 面積 16.40平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年8月12日	◎世田谷区告示第579号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年8月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年8月13日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 45-G020 2 変更の区間 世田谷区玉川三丁目1651番4の内から1650番5の内まで 3 変更の区域 延長 3.57メートル 幅員 0.62メートル 面積 2.13平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年8月13日
◎世田谷区告示第574号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。 令和8年8月7日 世田谷区長 保坂展人 1 指定年月日 令和8年8月7日 2 指定区間	◎世田谷区告示第577号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年8月12日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 34-25 2 変更の区間 世田谷区上北沢五丁目1165番88の内 3 変更の区域 延長 9.45メートル	◎世田谷区告示第580号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。 令和8年8月13日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 グループホーム ひかり 2 事業所の所在地 茨城県水戸市小吹町267番地43 3 事業者の名称 株式会社伊藤建設

4 廃止届受理年月日 令和 8 年 7 月 29 日 5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護	令和 8 年 8 月 17 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 12－G31 2 変更の区間 世田谷区上馬二丁目 628 番 4 の内 から 628 番 2 の内まで 3 変更の区域 延 長 13.67メートル 幅 員 0.59メートルから 0.63メートルまで 面 積 8.50平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 17 日	◎世田谷区告示第 589 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 19 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 19 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 供用開始の区間 世田谷区太子堂二丁目 317 番 13 から 317 番 14 の内まで 3 供用開始の区域 延 長 5.48メートル 幅 員 1.63メートルから 1.64メートルまで 面 積 9.21平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 19 日
◎世田谷区告示第 581 号 世田谷区みどりの基本条例（平成 17 年 3 月世田谷区条例第 13 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和 8 年 8 月 14 日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略	◎世田谷区告示第 586 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 17 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 17 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区太子堂二丁目 344 番 15 の内 3 変更の区域 延 長 4.61メートル 幅 員 0.63メートル 面 積 2.92平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 17 日	◎世田谷区告示第 590 号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 19 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 19 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 12－G037 2 変更の区間 世田谷区太子堂二丁目 317 番 14 の内 3 変更の区域 延 長 13.03メートル 幅 員 1.01メートルから 1.12メートルまで 面 積 14.12平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 19 日
◎世田谷区告示第 582 号 世田谷区みどりの基本条例（平成 17 年 3 月世田谷区条例第 13 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和 8 年 8 月 14 日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略	◎世田谷区告示第 587 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示する。 令和 8 年 8 月 17 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 事業所の名称 下馬訪問看護ステーション 2 事業所の所在地 東京都世田谷区下馬六丁目 23 番 13 号アーバンテラス下馬 107 3 事業者の名称 有限会社ハート・21 4 廃止届受理年月日 令和 8 年 8 月 3 日 5 サービスの種類 居宅介護支援	◎世田谷区告示第 591 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 20 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 20 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 (1) 43－34 (2) 28－1 2 変更の区間 (1) 世田谷区北烏山七丁目 2308 番 94 の内から 2308 番 93 まで (2) 世田谷区北烏山七丁目 2308 番 94 の内 3 変更の区域 (1) 延 長 11.98メートル
◎世田谷区告示第 583 号 世田谷区みどりの基本条例（平成 17 年 3 月世田谷区条例第 13 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。 令和 8 年 8 月 14 日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略	◎世田谷区告示第 588 号 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 19 条第 1 項第 6 号の規定により次のとおり告示する。 令和 8 年 8 月 18 日 世田谷区長 保 坂 展 人 以下省略	
◎世田谷区告示第 584 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 17 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 17 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 41－41 2 変更の区間 世田谷区東玉川一丁目 153 番 14 の内から 153 番 13 の内まで 3 変更の区域 延 長 12.72メートル 幅 員 0.12メートルから 0.16メートルまで 面 積 1.69平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 17 日		
◎世田谷区告示第 585 号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 17 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。		

世田谷区公報

幅員0.49メートル 面積6.29平方メートル (2) 延長12.35メートル 幅員0.37メートルから0.38メートルまで 面積4.79平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年8月20日	5 サービスの種類 居宅介護支援 ◎世田谷区告示第595号 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。 令和8年8月24日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 Blooming Life 2 事業所の所在地 東京都世田谷区千歳台六丁目4番6号藤和シティーホームズ千歳台101 3 事業者の名称 株式会社Blooming Path 4 指定年月日 令和8年9月1日 5 サービスの種類 介護予防支援	6 申請者氏名 東京都知事 小池百合子 ◎世田谷区告示第598号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和8年8月25日 世田谷区長 保坂展人 1 指定取消番号 第2969号 2 指定取消年月日 令和8年8月20日 3 指定取消の位置 世田谷区松原二丁目689番3の一部、689番26の一部、689番28の一部、689番30の一部、690番7の一部、690番16、690番17の一部、690番19、690番20の一部、690番22、690番47の一部、690番49の一部及び690番51の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 80.57メートル 6 申請者氏名 東京都知事 小池百合子
◎世田谷区告示第592号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和8年8月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年8月20日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区上北沢五丁目1369番17から1369番1の内まで 3 変更の区域 延長 8.13メートル 幅員 1.63メートルから1.71メートルまで 面積 13.64平方メートル	◎世田谷区告示第596号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年8月25日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区駒沢二丁目58番12の内から58番8の内まで 3 変更の区域 延長 15.43メートル 幅員 0.17メートルから0.20メートルまで 面積 3.12平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年8月25日	◎世田谷区告示第599号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和8年8月25日 世田谷区長 保坂展人 1 指定変更番号 第2970号 2 指定変更年月日 令和8年8月20日 3 指定変更の位置 世田谷区松原二丁目689番3の一部、691番5及び691番44 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 68.81メートル 6 申請者氏名 東京都知事 小池百合子
◎世田谷区告示第593号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年8月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年8月21日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 58-1 2 変更の区間 世田谷区瀬田五丁目306番3 3 変更の区域 延長 16.67メートル 幅員 0.97メートルから0.98メートルまで 面積 16.30平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年8月21日	◎世田谷区告示第597号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和8年8月25日 世田谷区長 保坂展人 1 指定変更番号 第2968号 2 指定変更年月日 令和8年8月20日 3 指定変更の位置 世田谷区大原二丁目1293番8、1293番9、1293番14、1293番15、1295番27の一部、1295番34の一部、1295番35の一部、1295番37、1295番39の一部、1295番41の一部及び1295番43の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 35.89メートル	◎世田谷区告示第600号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和8年8月25日 世田谷区長 保坂展人 1 指定取消番号 第2971号 2 指定取消年月日 令和8年8月20日 3 指定取消の位置 世田谷区松原二丁目689番3の一部、692番2、692番5、692番38の一部、692番44の一部、692番46の一部及
◎世田谷区告示第594号 介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。 令和8年8月24日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 Blooming Life 2 事業所の所在地 東京都世田谷区千歳台六丁目4番6号藤和シティーホームズ千歳台101 3 事業者の名称 株式会社Blooming Path 4 指定年月日 令和8年9月1日		

び692番50 4.00メートル 54.53メートル 東京都知事 小池百合子		面積 3.63平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 26 日		2 変更の区間 世田谷区若林四丁目270番25から270番26まで 3 変更の区域 延長 22.15メートル 幅員 1.05メートルから1.24メートルまで 面積 25.61平方メートル	
◎世田谷区告示第601号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 26 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 26 日 世田谷区長 保坂展人		◎世田谷区告示第604号 令和 7 年 9 月 29 日世田谷区告示第582号の一部を次のように訂正する。 令和 8 年 8 月 26 日 世田谷区長 保坂展人 告示中「（新）世田谷区桜一丁目729番 8 地先無番から729番23地先無番まで」を「（新）世田谷区桜一丁目729番23地先無番」に訂正する。		◎世田谷区告示第608号 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第79条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第 1 号の規定により告示する。 令和 8 年 8 月 26 日 世田谷区長 保坂展人	
1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区野沢一丁目531番 4 の内 3 変更の区域 延長 12.21メートル 幅員 0.44メートルから0.60メートルまで 面積 6.34平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 26 日		◎世田谷区告示第605号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 26 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 26 日 世田谷区長 保坂展人		1 事業所の名称 青藍会在宅医療支援センター祖師谷指定居宅介護支援事業所 2 事業所の所在地 東京都世田谷区祖師谷三丁目 7 番 9 号 A Y ビル 1 階 3 事業者の名称 社会福祉法人青藍会 4 指定年月日 令和 8 年 9 月 1 日 5 サービスの種類 居宅介護支援	
◎世田谷区告示第602号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 26 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 26 日 世田谷区長 保坂展人		3 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区世田谷二丁目802番11地先無番 3 変更の区域 延長 18.79メートル 幅員 2.36メートル 面積 44.43平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 26 日		◎世田谷区告示第609号 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第79条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第 1 号の規定により告示する。 令和 8 年 8 月 26 日 世田谷区長 保坂展人	
1 認定番号 28－1 2 供用開始の区間 世田谷区松原三丁目860番28から859番35まで 3 供用開始の区域 延長 48.74メートル 幅員 0.00メートルから4.06メートルまで 面積 171.64平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 26 日		◎世田谷区告示第606号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 26 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 26 日 世田谷区長 保坂展人		1 事業所の名称 青藍会在宅医療支援センター梅丘指定居宅介護支援事業所 2 事業所の所在地 東京都世田谷区梅丘一丁目59番 9 号第 2 ツノダビル 2 階 3 事業者の名称 社会福祉法人青藍会 4 指定年月日 令和 8 年 9 月 1 日 5 サービスの種類 居宅介護支援	
◎世田谷区告示第603号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 26 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 26 日 世田谷区長 保坂展人		1 指定番号 23－G054－01 2 一部を廃止する起終点 （旧）世田谷区桜一丁目729番23地先無番 （新）世田谷区桜一丁目729番23地先無番 3 廃止の期日 令和 8 年 8 月 26 日		◎世田谷区告示第610号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 27 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 27 日 世田谷区長 保坂展人	
1 認定番号 60－9 2 変更の区間 世田谷区喜多見五丁目4285番 6 3 変更の区域 延長 6.73メートル 幅員 0.53メートルから0.54メートルまで		◎世田谷区告示第607号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 26 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 26 日 世田谷区長 保坂展人		1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区三宿二丁目383番21の内 3 変更の区域 延長 7.35メートル 幅員 0.73メートルから0.76メートルまで 面積 5.49平方メートル	

4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 27 日
◎世田谷区告示第 611 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 27 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 27 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区祖師谷三丁目 438 番 77 の内から 438 番 33 の内まで 3 変更の区域 延長 10.77メートル 幅員 0.17メートルから 0.19メートルまで 面積 1.97平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 27 日
◎世田谷区告示第 612 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 27 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 27 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区祖師谷三丁目 438 番 77 の内から 438 番 78 の内まで 3 変更の区域 延長 0.04メートル 幅員 0.19メートル 面積 0.007平方メートル
◎世田谷区告示第 613 号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 27 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 27 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 33－G127 2 変更の区間 世田谷区東玉川一丁目 146 番 37 3 変更の区域 延長 8.83メートル 幅員 1.88メートルから 2.00メートルまで 面積 17.95平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 27 日

◎世田谷区告示第 614 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 8 月 28 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 28 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 40－44 2 変更の区間 世田谷区給田四丁目 832 番 46 3 変更の区域 延長 18.99メートル 幅員 1.00メートル 面積 19.03平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 8 月 28 日
◎世田谷区告示第 615 号 世田谷区みどりの基本条例（平成 17 年 3 月世田谷区条例第 13 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和 8 年 8 月 28 日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略
◎世田谷区告示第 616 号 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和 8 年 8 月 31 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定取消番号 第 2973 号 2 指定取消年月日 令和 8 年 8 月 28 日 3 指定取消の位置 世田谷区池尻二丁目 1 番 33 の一部 4 道路の幅員 6.18メートル 5 道路の延長 58.30メートル 6 申請者氏名 東京都知事 小池 百合子
◎世田谷区告示第 617 号 世田谷区特別区税条例（昭和 39 年 12 月世田谷区条例第 74 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長する。 令和 8 年 8 月 31 日 世田谷区長 保 坂 展 人 区税の納税者のうち住所若しくは居所が次の表に掲げる指定地域にあるもの又は区税の特別徴収義務者のうち事務所若しくは事業所の所在地が次の表に掲げる地域にあるものに係る納期限等で、当該区税の納期限等が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町

公 告

◎世田谷区公告第60号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和8年8月5日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	2 許可を受けた者の 住所及び氏名
東京都世田谷区 等々力七丁目 50番9の一部	大阪府大阪市 北区芝田一丁目1番 4号 阪急ターミナルビル 内 阪急阪神不動産株式 会社 代表取締役 福井 康樹

◎世田谷区公告第61号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。
令和8年8月13日
世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区公告第62号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和8年8月14日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	2 許可を受けた者の 住所及び氏名
東京都世田谷区 粕谷二丁目 186番4 186番17 186番18 186番19 186番20 186番21	東京都新宿区 西新宿二丁目6番1 号 新宿住友ビル31階 アグレ都市デザイン 株式会社 代表取締役 大林 竜一

◎世田谷区公告第63号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和8年8月17日
世田谷区長 保 坂 展 人
以下省略

◎世田谷区公告第64号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月20日

世田谷区長 保坂展人

1 組合の名称
二子玉川第2スカイハイツマンション建替組合

2 建替前マンションの名称及びその敷地の区域
二子玉川第2スカイハイツ
東京都世田谷区玉川一丁目1937番44

3 再生後マンションの敷地の区域
東京都世田谷区玉川一丁目1937番44

4 事業施行期間
マンション再生組合設立認可公告の日から令和8年3月まで

5 事務所の所在地
東京都世田谷区玉川一丁目9番5号

6 設立認可の年月日
令和3年3月31日

7 変更内容
組合の名称を「二子玉川第2スカイハイツマンション再生組合」に変更する。

8 定款の変更の認可の年月日
令和8年8月20日

◎世田谷区公告第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定により、特別区道上の違法放置等物件を除去し、保管しているので、同条第3項の規定により別紙のとおりに公告する。

令和8年8月26日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第66号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおりに保管しているので公告する。

令和8年8月28日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

告 示（教）

◎世田谷区教育委員会告示第7号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月31日

世田谷区教育委員会

本則の表インクルーシブ教育支援員の項の次に次のように加える。

図書館業務員	月額	91,612円	18,322円	109,934円
--------	----	---------	---------	----------

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第1回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和8年8月14日

世田谷区農業委員会会長
穴戸幸男

1 開催日時 令和8年8月27日（木）
午後3時

2 開催場所 三茶しゃれなあどホール
5階 オリオン

3 審議事項

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について

(3) 第3号議案 その他の事項について

告 示（監）

◎世田谷区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第3項及び第199条第6項の規定により実施した職員の賠償責任及び長の要求監査結果報告書を、公表する。

令和8年8月21日

世田谷区監査委員 大塚 勇
同 市川 穰
同 和田 秀壽
同 河村 みどり

職員の賠償責任及び長の要求監査結果報告書

(つり銭の亡失に関する件)

令和 8 年 8 月
世田谷区監査委員

目 次

第 1 要求の受付	3
1 要求人	3
2 要求書の提出	3
3 要求の主旨	3
4 関係者	3
5 要求書の受理	4
6 監査の実施方法	4
第 2 監査の実施	5
1 監査の対象事項	5
2 監査の対象範囲	5
3 監査の前提となる職務・組織の関係及び監査の経過	5
第 3 事実関係	8
1 世田谷区におけるつり銭の取扱いに関する定め	8
2 Y 課でのつり銭の取扱い	9
3 本件亡失の発覚に至る事実経過	11
第 4 監査の結果	14
1 法第 243 条の 2 の 8 に基づく賠償責任及び賠償額について	14
2 民法上の賠償請求について	17
3 つり銭管理業務に係る改善勧告	20
第 5 意見	22
1 部長・課長の職責について	22
2 金銭出納員の教育について	23
3 会計事務指導の実効性の確保について	23
4 会計事務における課長の役割の明確化について	24
5 コンプライアンスの推進について	24
別紙 地方自治法第 243 条の 2 の 8 及び第 199 条の規定に基づく職員の賠償責任に係る監査等について	26

第 1 要求の受付

1 要求人

世田谷区長 保坂展人

2 要求書の提出

令和 8 年 3 月 26 日（7 世総第 607 号）

3 要求の主旨

世田谷区長から提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 の 8 及び第 199 条の規定に基づく職員の賠償責任に係る監査等について（以下「本件要求」という。）は、以下のとおりである。
X 部 Y 課（以下「Y 課」という。）において、窓口における証明及び資料の交付に伴うつり銭として 100,000 円を保管していたところ、令和 7 年 12 月 15 日、このうち 11,050 円の不足が判明した。

これにより、世田谷区に損害を与えたと認められるので、法第 243 条の 2 の 8 第 3 項及び第 199 条第 6 項の規定に基づき、その事実を監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求める。

4 関係者

本件要求において関係があるとされた者は以下のとおりである。

（1）関係職員

- ① X 部 Y 課 P 担当係長 主事 職員 A
- ② X 部 Y 課 Q 係係長 主事 職員 D

（2）管理監督職員

- ① Z 総合支所 参事 職員 B
（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで X 部 Y 課課長）
- ② X 部 Y 課課長 副参事 職員 C

なお、以下の管理監督職員は、本件要求において賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められた対象者ではないが、「世田谷区会計事務規則（昭和 40 年 3 月世田谷区規則第 9 号）」（以下「会計事務規則」という。）上の監督関係を確認する必要があるため、上記の職員 A、職員 B、職員 C 及び職員 D に加え、事情聴取の対象とした（以下、職員 A から職員 E を併せて「聴取対象者」という。）。

- ③ X 部部長 参事 職員 E

5 要求書の受理

本件要求は、法第 243 条の 2 の 8 及び第 199 条の所定の要件を具備しているものと認められ、令和 8 年 3 月 26 日付けで、これを受理した。

6 監査の実施方法

（1）事務局による監査

監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、関係職員等から事情聴取を行う。

（2）監査委員による監査

監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員等から事情聴取を行う。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

- (1) 本件要求の財務会計職員（法第 243 条の 2 の 8 第 3 項により監査を求める職員）が、法第 243 条の 2 の 8 第 1 項に規定する行為により、世田谷区に損害を与えたと認められるか。
- (2) 本件要求の財務会計職員の賠償責任の有無及びその賠償額の決定
- (3) 本件要求の各非財務会計職員（法第 199 条第 6 項により監査を求める職員）が、その職務に違反して世田谷区に損害を与えたと認められるか。
- (4) 本件要求の各非財務会計職員の賠償責任の有無及びその賠償額

2 監査の対象範囲

本件は、Y 課が保管していたつり銭に関して、令和 7 年 12 月 15 日に亡失が確認されたことに伴う職員の賠償責任の監査要求であり、Y 課における令和 6 年度及び令和 7 年度の資料等の有償提供に係る事項を監査対象とした。

3 監査の前提となる職務・組織の関係及び監査の経過

- (1) 本件亡失に関係する職務等と職員及び組織の関係
本件亡失が発生した Y 課における職務等と職員及び組織の関係、管理監督者は、以下のとおりである。

①職務等と職員

ア 金銭出納員
会計管理者の事務を補助させるために置かれる出納員をいい（法第 171 条）、区長がこれを命ずるものとされている（会計事務規則第 7 条）。
「世田谷区会計事務要綱（平成 18 年 3 月 31 日、17 世収第 144 号）」（以下「会計事務要綱」という。）第 4 条により、会計管理者から Y 課に属する収納金の収納及び払込みについて委任されており、令和 6 年 4 月 1 日に職員 A が任命されていた。

イ 金庫総括管理者及び金庫管理者
課に設置された備え付けの金庫の管理を総括し必要な調整を行うために置かれる者を金庫総括管理者といい、会計事務規則第 2 条第 8 号に定める収支命令者がかかる金庫総括管理者とされる（「世田谷区金庫管理要綱（平成 30 年 3 月 14 日、29 世会計第 245 号）」（以下「金庫管理要綱」という。）第 4 条）。会計事務規則第 5 条第 1 項の規定により収入の通知及び支出の命令に関する事務の委任を受けた課長は、同規則第 2 条第 8 号により収支命令者であるから、職員 B 及び職員 C は Y 課課長在任時、金庫総括管理者であった。

一方、金庫管理者は、課に設置された金庫の保全、鍵の保管、保管金品の出納及び保管その他金庫の管理について、適正確実にその事務を行

うものとされており、金銭出納員をもって充てられているが、例外として、金庫総括管理者が指名した係長又は担当係長をもって充てることも可能である（金庫管理要綱第 4 条第 3 項）。

Y 課では、金銭出納員ではなく同課の係長である職員 D が指名されていた。

ウ 現金取扱員

地方自治法上、会計管理者の事務を補助させるための会計職員を、自治体の長である区長が置くことができるものとされている（法第 171 条）。そして、現金取扱員はかかる会計職員に該当する（会計事務規則第 8 条）。Y 課では、Y 課課長、Q 係の係長及び職員並びに金銭出納員を除く全ての職員が現金取扱員に任命されていた。

②組織と職員の関係

ア Y 課 Q 係（以下「Q 係」という。）

「世田谷区組織規則（平成 3 年 3 月世田谷区規則第 7 号）」（以下「組織規則」という。）により、課の予算、決算及び会計に関すること等を担当しており、Y 課の庶務担当係である。

イ Y 課 P 担当係長（以下「P 係」という。）

組織規則により、Y 課における資料等の有償提供等を担当している。

③管理監督者

ア Y 課課長

組織規則第 13 条第 4 項により、「課長及び担当課長は、上司の命を受け、その課、室又は担当課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」とされており、職員 B 及び職員 C がそれに該当する。

イ X 部部長

組織規則第 12 条第 5 項により、「部長、室長及び担当部長は、上司の命を受け、その部、室又は担当部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」とされている。また、会計事務規則第 140 条により、「部長は、現金及び有価証券の出納保管の事務について、出納員、現金取扱員及び資金前渡を受けた者を監督しなければならない」とされており、職員 E がそれに該当する。

(2) 事務局による監査

Y 課における資料等の有償提供に係る事項に関する書類等に基づき調査、検証を行うとともに、関係職員等から事情聴取を行った。

①第 1 回（事情聴取）

ア 日 時 令和 8 年 4 月 20 日（月）午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

イ 場 所 庁舎内会議室

ウ 対象者 職員 D

第 3 事 実 関 係

1 世田谷区におけるつり銭の取扱いに関する定め

世田谷区では、各種証明等の手数料収納に係るつり銭の準備、保管及び払出しは、以下のように行うこととされている。

(1) つり銭の申請、受領及び保管

①申請及び受領

会計事務規則第 32 条第 1 項は「出納員は、歳入の収納について釣銭を必要とするときは、会計管理者に申請することができる」と規定し、第 2 項は「会計管理者は、前項の規定による申請の内容を審査し、決定し、及び保管する現金のうちから必要と認める現金を出納員に保管させることができる」と規定し、第 3 項は「出納員は、釣銭を受領する際に受領書を会計管理者に提出しなければならない」と規定している。

そして、世田谷区では運用上、金銭出納員が翌年度もつり銭が必要であると判断した場合には、年度当初に「釣銭貸出継続申請書」及び「釣銭受領書」を所管課長の決裁を経て会計管理者に提出（申請）し、これを会計管理者が決定することによって新年度のつり銭の貸与を受けることができる¹。

②保管

会計事務規則第 142 条は「会計管理者、会計課長、出納員、現金取扱員及び資金前渡を受けた者は、すべて現金、有価証券又は小切手帳の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定していることから、金銭出納員は、会計管理者より保管を委ねられたつり銭の保管について善良な管理者としての注意義務を負う。

(2) つり銭の運用

①日次運用

つり銭は、窓口業務において、金銭出納員又は現金取扱員が取り扱う。なお、会計室は、収納事務の担当者向けに「収入事務（金銭出納員事務）チェックポイント表」を作成し、収納事務の適正な執行管理を行うよう求めている。また、「収納金は、払込までの間、金庫で保管すること。」
また、つり銭も含め窓口で保管する現金は、必要最小限に留めること。」とされている。

¹ 実際の運用において、つり銭の貸与と同額で継続する場合は、書類上の手続きのみで完結し、会計室との間で現金のやり取りはない。

②第 2 回（事情聴取・現地調査等）

ア 日 時 令和 8 年 4 月 21 日（火）午後 2 時から午後 5 時まで

イ 場 所 庁舎内会議室及び Y 課

ウ 対象者 職員 A

③第 3 回（事情聴取）

ア 日 時 令和 8 年 4 月 23 日（木）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

イ 場 所 監査委員室

ウ 対象者 職員 B 及び職員 C

(3) 監査委員による監査

Y 課における資料等の有償提供に係る事項に関する書類等に基づき、聴取対象者からの事情聴取及び事務所内の確認を行った。また、職員 E については、区からの要求には関係者として含まれていなかったが、会計事務規則の規定等との関連について監査委員会議で検討され、事情聴取が必要と判断されたため実施した。なお、第 1 回は監査委員全員、第 2 回は代表監査委員が聴取した。

①第 1 回（現地確認・事情聴取）

ア 日 時 令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 2 時から午後 5 時まで

イ 場 所 庁舎内会議室（事情聴取）

Y 課（執務室や金庫等の状況確認）

ウ 対象者 職員 A、職員 B、職員 C、職員 D

②第 2 回（事情聴取）

ア 日 時 令和 8 年 6 月 2 日（火）午後 2 時 50 分から午後 3 時 20 分まで

イ 場 所 監査委員室

ウ 対象者 職員 E

(4) 監査委員の交替

本件監査の途中において、令和 8 年 3 月 31 日付けで藤井真尚監査委員が退任し、後任として同年 4 月 1 日付けで河村みどり監査委員が就任し、監査を実施した。

②残高確認

「金銭出納員事務取扱要領」には、収納金日計表作成手順の中に「収納金と納付書の金額に相違がないか、できるだけ複数の者が点検すること。」と記載されている。

また、「金銭登録機（レジスター）による収納金領収の取扱」には、「点検は、収納額と金銭登録機への登録状況及び申請書等とを確認し、定期的に日に 2 回以上行うこと。」と記載されている。

2 Y 課でのつり銭の取扱い

他方で、本件亡失当時、Y 課では、以下のような取扱いがなされていた。

(1) つり銭の運用

Y 課では、証明書等の交付に係る手数料の収納のため、100,000 円のつり銭を会計管理者から受領し、保管していた。

日々の運用において、始業時にレジスターの至近である Y 課の 3 番窓口（以下「3 番窓口」という。）に着座する午前の当番職員が、手揚げ金庫に保管しているつり銭 20,000 円を、金種を整えてレジスター内に入れ、これをつり銭として用いていた。なお、3 番窓口に着座する職員は、固定しておらず、P 係の職員が交代で担当していた。

始業時につり銭 20,000 円を取り出した後、残りの 80,000 円が入った手揚げ金庫は、開庁時間中、レジスターを載せてある扉のない棚に置かれていたが、ダイヤル錠及びシリンダー錠はいずれも養生テープで塞がれており、施錠できない状態であった。

(2) 金庫の取扱い

本件亡失当時、Y 課では Q 係係長である職員 D が金庫管理者に指名されており、Y 課での大型金庫（執務室内に備え付けられたダイヤル錠付き金庫）の管理は、同行が行っていた。

大型金庫のダイヤル錠の暗証番号を知る者は、金庫管理者である職員 D とこれを補助する Q 係係員 2 名（金庫管理要領第 8 条に基づく職員）に限られており、その 2 名は係長である職員 D の指揮下にある職員であった。大型金庫は、常時施錠（業務時間外はダイヤル錠により施錠）されていた。

なお、手揚げ金庫は、業務時間外は大型金庫内に保管されていた。

(3) 日々運用

つり銭 100,000 円のうち、レジスター内の 20,000 円については、毎日、業務終了時に金額を確認し、金種をそろえて手揚げ金庫に戻していた。他方、手揚げ金庫内の 80,000 円については、業務終了時に金額の確認を行っていないかった。

(4) 両替作業

レジスター内の小銭がつり銭として使用され、その結果、レジスター内の現金が紙幣などつり銭として用いることができない金種に偏り、つり銭として使用する小銭が不足した場合には、手揚げ金庫内の小銭やつり銭として使用できる紙幣とレジスター内の現金を対等額で両替していたが、手揚げ金庫内の小銭が不足するに至った場合には、その現金の一部を区役所本庁舎内の指定金融機関窓口にて持ち参し、不定期に両替を行っていた。

その日の P 係の 3 番窓口の担当職員が手揚げ金庫内の現金の両替の要否を判断し、両替対象の金額や金種を決め、両替用現金の準備を行っていた。準備された両替用現金を指定金融機関まで持ち参し、持ち帰るのは、その時に庁外に外出予定のある Y 課の職員であった。両替が完了した現金を持ち帰った際には、3 番窓口の担当職員がこれを手揚げ金庫に戻すのが通常であったが、場合によっては他の職員がこれを行うこともあった。また、これら一連の両替作業のいずれの段階においても、複数職員による金額の確認は行われていなかった。

(5) Y 課内の運用の周知

上記 (1) ないし (4) は、本件亡失に至るまで継続して行われてきた運用であるが、課において、明文化された管理・運用ルールとして定められていたわけではなく、マニュアルなども作成されていなかった。なお、Y 課において、課内における業務に関する管理・運営ルールは、職制上、課長がこれを決定するものであり、係長以下の者が課長の了解なくこれを決めることはなかった。

また、新たに課に配属になった者に対して、かかる運用を金銭出納員から説明し、周知を図るといった措置が講じられることもなかった。このような運用は、日常業務を行う中で周囲の者から事実上伝わっていたものであり、職員の中には、手揚げ金庫に保管されていた 80,000 円が、レジスター内のつり銭として使用する小銭が不足した場合に、対等額で両替するための現金であるということを確認していない者も少なからず存在した。

職員 A は、前任の金銭出納員が個人的に作成していたメモなどを参考に、つり銭に係る業務を行っていたが、かかるメモを Y 課内共通の運用手順として他の職員と共有するといったことも行われていなかった。

(6) 会計事務指導との関係

令和 6 年 12 月 13 日、会計室が会計事務規則第 3 条に基づく会計事務指導を P 係に対して実施した。その結果通知において、会計事務全般は「おおむね適正に処理されている」と評価されたが、当日の事務指導の場において、手揚げ金庫の保管について、「手揚げ金庫は、日中は金庫（課長席

横）に保管すること」という指摘が口頭でなされている（以下「本件会計事務指導」という。）。

この指摘を受けて、職員Aは、本件会計事務指導の内容を職員Bに報告し、職員Aを含む職員らは、業務時間中の手提げ金庫の保管場所について、一応の検討を行ったが、大型金庫への手提げ金庫の出し入れが煩雑であり、業務上の利便性や窓口サービスの迅速性が損なわれるとの理由から、従前の運用を継続することとした。

(7) 総合支所における生活保護費亡事故監査後の全庁注意喚起との関係

令和7年2月に公表された総合支所保健福祉センター生活支援課における生活保護費亡事故監査結果報告を受けて、世田谷区は同月の部長会において監査結果を報告したが、そこでは、本件監査結果について区として重く受け止めるとし、全庁的な注意喚起を行った。

なお、部長会は世田谷区における部長級職員の会議体であり、当時、職員Eも構成員となっていた。しかしながら、職員Eは、この注意喚起を契機としたX部内における点検の実施等について、特段の指示を行わなかった。

(8) 令和7年度のつり銭の貸与継続の申請

令和7年度の「釣銭貸出継続申請書」及び「釣銭受領書」によるつり銭の貸与継続の申請は、Q係係長（職員D）及びY課課長（職員C）の決裁を経て、職員Aから会計管理者に対して指定の様式により提出されている。しかし、その際のつり銭の実残高については、職員A、職員C、職員Dのいずれも明確な確認を行っていない。

3 本件亡失の発覚に至る事実経過

以上のような取扱いがなされていたところ、本件亡失の発覚に至るまでの事実経過は、以下のとおりである。

令和5年4月1日 職員AがP係係長に着任した。

令和6年4月1日 職員EがX部部長として、職員BがY課課長として、職員DがQ係係長としてそれぞれ着任した。職員Aが金銭出納員に任命された。この時点で既に手提げ金庫のダイヤル錠及びシリンドー錠は養生テープで塞がれており、通常の運用において施錠されない状態で使用されていた。

12月13日 本件会計事務指導を実施した。当日、口頭で手提げ金庫について指摘があった。本件会計事務指導を受ける準備作業の過程において職員Aが20,000円と80,000円を合

わせてつり銭100,000円を確認した。その後、本件亡失の発覚までの間に、つり銭金額を確認した明確な機会は確認できなかった。

令和7年1月8日 会計室が本件会計事務指導の結果通知を職員E宛てに発送した。書面における結果は「おおむね適正」というものであった。

2月4日 世田谷区が総合支所における生活保護費亡事故監査結果報告書を受領した。

2月14日 世田谷区は生活保護費亡事故監査結果報告書を受けて、部長会において全庁的な注意喚起を実施した。その後職員E（X部長）から、X部内への特段の指示はなかった。

3月31日 職員BがY課課長を離任した。

4月1日 職員CがY課課長として着任した。

4月7日 職員Aが令和7年度のつり銭の貸与継続を申請したが、その際、つり銭100,000円の確認は実施しなかった。Q係係長（職員D）及びY課課長（職員C）が決裁した。

12月15日 午後の窓口当番であったP係の職員（現金取扱員。以下「第一発見者の職員」という。）が、14時から15時頃、つり銭100,000円のうちの手提げ金庫内に保管していた80,000円について、金種の偏りに違和感を持ったため現金を数えたところ、11,050円不足していることに気づいた。しかし、その日は窓口対応業務に忙殺され、これ以上の対応を行わなかった。

12月16日 第一発見者の職員が、午後の窓口当番であったP係の別の職員（現金取扱員。以下「第二発見者の職員」という。）と改めて現金を数えたところ、11,050円の不足があることを確認した。しかし、通常業務への対応で時間的余裕がなく、上司への報告は行わなかった。なお、職員Aは、令和7年12月15日は一日不在であり、翌16日も半日不在であったため、この時点では、本件亡失を把握していなかった。

12月17日 午前9時頃、第一発見者の職員が、職員Aにつり銭の不足について報告を行い、その後、職員A、職員D及び第二発見者の職員で再度つり銭の確認を行った。その結果、11,050円の不足があることが改めて確認されたため、午前10時頃、職員Aは職員Cに報告し、これを受けて職員Cが職員Eや庁内関係部署への報告を行った。

午後には、Y課内の各職員が、自席や窓口周りを中心に、

紛失の可能性のある箇所を搜索したが、不足金の発見には至らなかった。

12 月 18 日 Y 課内全職員に対し、つり銭が不足している可能性について伝達し、改めて Y 課内の執務室を全職員で搜索したが、不足金の発見には至らなかったことから、会計管理者に対して状況報告を行った。

12 月 19 日 職員 C は、区議会常任委員会へつり銭の一部不足の可能性について口頭報告した。

12 月 22 日 Y 課内の係長会において、手提げ金庫を業務時間中も大型金庫に保管すること、つり銭の全額について残高を毎日確認すること、両替で庁舎外に現金を持ち出す際はいつ誰が幾ら持ち出し、いつ誰が幾ら戻したかを確認するとともに、記録として残すことを周知し、更なる再発防止策の検討を始めた。

令和 8 年 1 月 5 日から 1 月 9 日まで Y 課において、つり銭の取扱いに携わる職員を対象とした聞き取りを実施した。

1 月 13 日 警察署へ現金の紛失届を提出した。

1 月 27 日 職員 B から会計管理者あてに現金事故報告を提出。

1 月 29 日 会計管理者が区長に対し、会計事務規則第 143 条に基づく現金事故発生の進捗を行った。

2 月 4 日 区議会常任委員会において本件亡失の発生について文書により報告した。

第 4 監査の結果
監査の結果、本件要求については、合議により次のとおり決定した。

1 法第 243 条の 2 の 8 に基づく賠償責任及び賠償額について
法第 243 条の 2 の 8 第 1 項に基づき監査の対象となる職員の賠償責任の有無及び賠償責任が認められる場合にはその賠償額を決定する。

(1) 結論
職員 A 3,315 円

(2) 判断理由
法第 243 条の 2 の 8 第 1 項前段に規定する現金の亡失に係る損害賠償責任が成立するためには、i) 財務会計職員の行為であること、ii) その保管していた現金を亡失したこと及び亡失と損害との因果関係があること、iii) 現金の亡失に故意又は過失があることを要する。

① 「i) 財務会計職員の行為であること」
本件要求に係る各職員及び管理監督者が財務会計職員といえるか検討する。

ア 職員 A
法第 243 条の 2 の 8 第 1 項前段の「会計管理者の事務を補助する職員」とは、法第 171 条第 1 項の規定に基づき置かれる出納員その他の会計職員をいうところ、会計事務規則第 7 条は、会計管理者の事務を補助させるための「金銭出納員」を置くとしており、区長がこれを命ぜると定めていることから、会計事務規則上の金銭出納員は上記出納員に該当する。そして、会計事務要綱別表第 1 により、Y 課においては P 係係長が金銭出納員とされているところ、本件亡失当時、金銭出納員に指定され、これに任命されていたのは P 係係長であった職員 A である。

したがって、同人は、法第 243 条の 2 の 8 第 1 項の「会計管理者の事務を補助する職員」に該当する。

イ 職員 B 及び職員 C
職員 B 及び職員 C は、それぞれ令和 6 年度及び令和 7 年度の Y 課課長の地位にあった者である。

しかし、職員 B 及び職員 C は、収支命令者ではあるものの、法第 171 条第 2 項の規定により金銭出納員その他の会計職員を命ぜられた者ではなく、法第 243 条の 2 の 8 第 1 項前段及び後段に規定する職員のいずれにも当たらない。

したがって、職員 B 及び職員 C は法第 243 条の 2 の 8 第 1 項の賠償責任を負い得る職員には当たらない。

ウ 職員 D

職員 D は Q 係係長として金庫管理者に指名されていた者である。しかし、職員 D は、金庫管理者に指名されているものの、法第 171 条第 2 項の規定により金銭出納員その他の会計職員を命ぜられた者ではなく、法第 243 条の 2 の 8 第 1 項前段及び後段に規定する職員のいずれにも当たらない。

したがって、職員 D は法第 243 条の 2 の 8 第 1 項の賠償責任を負い得る職員には当たらない。

以上から、法第 243 条の 2 の 8 第 1 項前段に規定する現金の亡失に係る損害賠償責任が成立し得るのは職員 A のみであり、以下、同人についての検討を行う。

②「ii」その保管していた現金を亡失したこと及び亡失と損害との因果関係があること」

職員 A は会計管理者より金銭出納員として現金の保管を委ねられた者であるから、本件亡失のあったつり銭用の現金は、職員 A の「保管していた現金」に該当する。

そして、つり銭が適切に管理されずに亡失しており、これにより区に損害が生じたことも明らかであることから、亡失と損害との間に因果関係が認められる。

③「iii」現金の亡失に故意又は過失があること」

ア 職員 A は、金銭出納員に該当するところ、会計事務規則第 142 条で「会計管理者、会計課長、（金銭）出納員、現金取扱員及び資金前渡を受けた者は、全て現金、有価証券又は小切手帳の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」（括弧加筆。）と定めていることから、その保管にかかる現金の管理について善管注意義務を負っている。

また、同規則第 141 条では「現金の出納保管の事務について、所属の現金取扱員を監督しなければならない」とされ、現金取扱員に対する監督義務も負っている。

イ そして職員 A は、第 3・2 において述べたように、施錠できない手引き金庫に現金を入れ、これを業務時間中は厚の無い棚に置いておくという運用を行っており、本件会計事務指導により手引き金庫の保管方法を改めることを指導されたにもかかわらず、これを改めることなく上記の運用を継続していた。また、令和 6 年 12 月 13 日に現金の確認を行って

から、令和 7 年 12 月 15 日の本件亡失の発覚まで長期にわたり手引き金庫内の現金の確認を行っていないかった。そして、両替についても Y 課内の他の職員への十分な説明を行わないまま、職員 A の関与しないところで、その日の窓口の担当者の判断により両替の要否が決定され、銀行に現金を持参して両替が行われるという運用がなされており、職員 A はかかる運用を是認していた。

このような職員 A の手引き金庫内の現金を含む、つり銭の管理は金銭出納員として求められる善管注意義務を尽くしていたとは認められない。

また、手引き金庫内の現金の取扱いについてもその Y 課内の事実上の運用について、Y 課内の現金取扱員である他の職員に対して統一的な説明等を行っておらず、これを周知するよう努めた形跡もうかがわれないうところである。そうである以上は、現金取扱員に対する監督義務も十分に尽くされているとはいえない。

ウ もっとも、本件亡失については発生時期及び状況が特定されていないため、職員 A の善管注意義務又は監督義務が尽くされていれば本件亡失という結果を回避することができたといえるか検討を要する。

本件亡失に係る現金は、手引き金庫に保管されており、当該手引き金庫は、業務時間外は大型金庫に保管されている。そして、大型金庫は常時施錠されており、業務時間外の開扉に必要な暗証番号を知る者は金庫管理者と 2 名の補助者に限定されている。大型金庫から直接現金が持ち出された可能性は極めて低いものと考えざるを得ない。

そこで、本件亡失は、業務時間内の手引き金庫からの現金の出し入れ、又は現金の持ち出しにより生じたものと認められる。

金銭出納員である職員 A が、業務時間内であっても手引き金庫を大型金庫に保管するなり、手引き金庫自体を施錠するなどして、金銭出納員の関与しないところで手引き金庫内の現金を持ち出せないようにしておけば、容易に本件亡失という結果の発生は回避し得たものといえる。

さらに、手引き金庫内の現金の具体的な運用方法の説明を、現金取扱員である他の職員に指導するなど適切な監督が行われていれば、本件亡失という結果が発生する危険性は可及的に排除することができたものといえる。

そうである以上、職員 A が適切に現金を保管し、又は他の職員を適切に監督していれば、本件亡失という結果を回避することができたものと認めるのが相当である。

エ そして、職員 A において、上記のような不適切な保管等を行えば、本件亡失という結果が発生することを十分に予見し得るものであり、特に本件会計事務指導により手引き金庫の保管方法を改めることを指導されていたことも併せ考えれば、職員 A には過失があったものと認めざるを

得ない。

(3) 賠償額

①賠償責任について

本件におけるつり銭の亡失に関する賠償額は、損害の公平な分担という観点から、その損害額のうち、責任を負うべき職員の職務権限の重要性及び損害発生に対する原因の影響力の程度等の事情を考慮してこれを決定すべきである。

職員Aは、つり銭を保管する現場の責任者としての重要な立場にありながら金銭出納員として求められる注意義務を尽くしていたとは言いがたいことは上記のとおりである。

もっとも、Y課においては、つり銭の保管について、課として統一的な管理・運営ルールが存在せず、マニュアル等も整備されておらず、職制上、職員Aが単独でこれらのルールやマニュアル等を整備できる地位にはなかった。また、手提げ金庫が施錠されない状態で使用されていたことは、従前からの運用として職員Aに引き継がれたものであったこと、Y課においては、窓口対応が最優先であるとされていたこと等の事情も認められるところである。そして、このような事情が認められることは、公金である手提げ金庫内のつり銭の管理への関心が希薄になっているY課全体の雰囲気が存在していたことを強く疑わせるものともいえる。

これらの事情を勘案すれば、つり銭の亡失により発生した損害の全てが、職員Aの過失に起因するものと評価することは相当ではなく、職員Aに認められる責任の割合は亡失により発生した損害の3割と認めるのが相当である。

②賠償額の決定

賠償額は、以下のとおりである。

職員A 3,315 円

＜計算式＞11,050 円×0.3＝3,315 円

なお、本件賠償責任に係る運延損害金については、法に特段の定めがないため、金銭債務の履行遅滞に関する一般原則に従い、民法の法定利率（年3パーセント）によることとし、損害の発生が遅くとも令和7年12月15日には生じていたことが明らかであることから、同日から運延損害金が発生するものとする。

2 民法上の賠償請求について

法第243条の2の8第1項に基づく損害賠償責任を負わない者について、民法に基づく損害賠償請求権の行使について検討する。

(1) 結論

職員B、職員C及び職員Dに対して本件亡失に係る損害の賠償を請求することは相当ではない。

(2) 判断理由

① 職員Bについて

ア 世田谷区において、各課の課長は、組織規程上、所属する課の職務について、「上司の命を受け、その課又は担当課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」ものと定められている。

職員Bは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までY課課長の職にあり、同課を統括する立場にあった者である。Y課においては、各種証明及び資料を交付することが業務の少なからぬ割合を占めるものであるところ、これらの有償交付に際し手数料の収受やつり銭のやり取りが生じ、そのための金銭の管理も当然に課の事務の一部を構成するものである。

したがって、Y課課長には、窓口での手数料の収受やつり銭のやり取り、及びそのための金銭の管理についても適切に事務を掌理し、所属職員を管理監督する一般的な義務があったものというべきである。

イ それにもかかわらず、職員Bは、Y課課長に着任以降、つり銭の取扱いについて、職員Aや他の職員に対して運用などについて具体的な指示などを行ったことはなく、金銭の取扱いについて注意喚起をするといった行動を十分にはとっていないから、金銭の管理について適切に事務を掌理し、所属職員の管理監督を行っていたものとは認められない。

また、上記のとおり、Y課の課内におけるルールの策定はY課課長が行うべきであるところ、つり銭などの取扱いについて、明確な管理・運営ルールやマニュアルなどが定められていたわけではなく、運用について積極的にY課内の職員の共通認識を図るといった対応を講じていないのであり、適切な金銭の管理体制を構築していたものということもできない。

したがって、職員Bは、金銭の取扱いについて職務上求められる義務を尽くしていなかったものと認めることができる。

ウ 以上のように解するとしても、本件亡失は、最後に現金の確認がされた令和6年12月13日から令和7年12月15日までのいずれかの時点で発生したものと認められるものの、その具体的な発生時期を特定することができない。

そして、職員Bは令和7年3月31日にY課課長を離任しているため、本件亡失が同人の離任後に発生した可能性を排除することはできず、仮

に離任後に本件亡失が発生していた場合には、同人の義務違反が無かつたとしても、本件亡失はなお発生した可能性が残ることになる。さらにいえば、そもそも本件亡失と職員 B の義務違反との間に因果関係を認めることはできない。

そうであるとする、職員 B に本件亡失という結果について責任を負わせることはできず、職員 B に対する損害賠償請求を認めることは相当ではない。

② 職員 C について

ア 職員 C は、令和 7 年 4 月 1 日から Y 課課長の職にあり、Y 課を統括する立場にある者である。そして、職員 C も職員 B と同様に、Y 課課長に着任以降、つり銭の取扱いについて、所属職員の管理監督を行っており、適切な金銭の管理体制を構築していたものとは認められない。

したがって、職員 C は、金銭の取扱いについて職務上求められる義務を尽くしていないものと認めることができる。

イ 以上のように解するとしても、職員 C は、令和 7 年 4 月 1 日に Y 課課長に着任したものであるところ、本件亡失は最後に現金の確認がされた令和 6 年 12 月 13 日から令和 7 年 12 月 15 日までのいずれかの時点で発生したものと認められ、本件亡失が職員 C の着任前に発生した可能性も否定することはできない。

後行する義務違反が既に発生した結果に影響を与えることはあり得ず、その限りにおいて職員 C のその義務を尽くしていれば本件亡失という結果が発生することを回避することができたとはいえない。さらにいえば、そもそも本件亡失と職員 C の義務違反との間に因果関係を認めることはできない。

そうであるとする、職員 C に本件亡失という結果について責任を負わせることはできず、職員 C に対する損害賠償請求を認めることは相当ではない。

③ 職員 D について

職員 D は、金庫管理者として大型金庫の管理を担っていた者である。上記のとおり、本件亡失は、業務時間内に大型金庫外にあった手揚げ金庫に保管された現金が亡失したものと考えられるところ、職員 D が管理すべき責任を負うのは、Y 課に備え付けられた金庫であって（金庫管理要領第 2 条）、大型金庫外にある手揚げ金庫についてまで管理責任を負う立場にはない。

したがって、職員 D は、Y 課で用いられていた手揚げ金庫について、これを管理すべき義務を負っていたものとはいえない。

そうである以上、職員 D に対する損害賠償請求を認める余地はない。

3 つり銭管理業務に係る改善勧告

Y 課におけるつり銭の管理業務について監査を行ったところ、不適切な取扱いが認められた。

このため、法第 199 条第 11 項の規定に基づき、世田谷区に対して、次に掲げる事項について必要な改善措置を講じるよう勧告する。

また、講じた措置の内容及び結果について、令和 8 年 10 月 15 日までに監査委員宛て通知されたい。

<勧告の理由・問題点>

(1) 手揚げ金庫の安全な管理について

Y 課では、証明書等の手数料の収納のため、100,000 円のつり銭を会計管理者から受領し、手揚げ金庫に保管して業務終了後は大型金庫で保管していた。始業時に大型金庫から手揚げ金庫を取り出し、手揚げ金庫からレジスター内につり銭 20,000 円を入れ、窓口において来庁者へのつり銭として使用していた。残りの 80,000 円が入った手揚げ金庫は、業務時間中、レジスターを載せてある扉のない棚に置かれていたが、ダイヤル錠及びシリンドラ錠はいずれも養生テープで塞がれており、施錠できない状態であった。

本件では、手揚げ金庫に保管されていた現金のうちの一部が亡失したものであり、このような手揚げ金庫の取扱いは、現金を安全に管理する上で不適切であり、本件会計事務指導においても口頭で指摘されていた。したがって、手揚げ金庫及びつり銭を適切かつ安全に保管し管理することが強く求められるものである。

(2) つり銭の確認について

Y 課では、本件会計事務指導の準備作業の過程で現金を確認した後、令和 7 年 12 月 15 日に本件亡失が発覚するまでの長期間にわたり、手揚げ金庫内の現金を確認していなかった。また、令和 7 年度当初につり銭の貸与継続を申請した際にも、貸与額と実際の現金残高の照合を行っていないかつた。

これは、つり銭の管理における最も基本的な確認行為が行われていなかったものであり、日々の現金照合の手順を明確にし、職員が当該照合を業務の一環として確実に漏れなく実施する仕組みを整備することが必要である。

(3) 指定金融機関における両替の適切な実施について

Y 課では、つり銭として使用する小銭が不足した場合には、区役所本庁舎内の指定金融機関窓口で両替を行っていた。その日の窓口の担当職員が

第 5 意見

法第 199 条第 10 項の規定により、世田谷区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に加えて以下のとおり意見を述べる。

1 部長・課長の職責について

世田谷区長からの監査要求は、亡失した現金を取り扱った金銭出納員等を対象とするものである。しかし、これまで述べたとおり、Y 課においては、日常的に収納金を取り扱っていたにもかかわらず、現金の照合、保管及び施錠等に関する基本的な管理が十分に行われていなかった。このような状況は、組織として現金亡失事故を防止するための管理体制が適切に機能していなかったことを示すものである。

本監査結果において、職員 B 及び職員 C については、本件亡失の発生時期を特定することができず、その在任期間との関係で結果回避可能性ないしは因果関係を認めることが困難であることから、損害賠償請求は否定せざるを得なかった。しかしながら、前述のとおり、当時 Y 課課長として金銭のやり取りについて適切に事務を掌理し、所属職員を管理監督する一般的な義務があったにもかかわらず、職員に対して具体的な指示などを行ったことはなく、注意喚起その他の必要な措置を十分に講じていなかったことから、適切に事務を掌理し、所属職員の管理監督を行っていたものと認めることはできなかった。また、職員の共通認識を図る対応を講じて適切な金銭の管理体制を構築していたものということもできなかった。したがって、両人は、金銭の取扱いについて職務上求められる義務を尽くしていなかったと認められたものであり、このことは重く受け止めなければならない。

また、会計事務規則第 140 条では「部長は、現金及び有価証券の出納保管の事務について、出納員、現金取扱員及び資金前渡を受けた者を監督しなければならぬ」と規定され、部長の監督責任が定められているところ、Y 部部長である職員 E への事情聴取では、職員 E は会計事務規則第 140 条の監督責任は本件亡失事故の対応の過程で認識し、これまで現金の適切な管理について課長や金銭出納員に対して具体的な指導は行っていなかったことが認められた。特に、令和 7 年 2 月に公表された総合支所保健福祉センター生活支援課における生活保護費亡失事故監査結果報告を受けて、同月の部長会において全庁的な注意喚起が行われたものの、職員 E はこの注意喚起を受けたにもかかわらず、部内における適切な現金管理についての具体的な指示を行うことはせず、公金管理の改善に向けた契機というよりも、専ら事後対応の事例として捉えていたことが認められた。こうしたことから、職員 E は、会計事務規則第 140 条に規定されている金銭出納員等の監督を十分に行っていたとは認めることができなかった。

世田谷区では、多くの部署で現金が取り扱われ、金銭出納員等が置かれて

金銭出納員の関与しないところで交替の要否を判断し、交替用現金の準備を行っていた。交替用現金を指定金融機関まで持参し、交替して持ち帰るのは、その時に庁外に出る予定のあった職員であった。交替後の現金を手提げ金庫に戻す作業は、通常、窓口担当職員が行っていたが、他の職員が行うこともあった。

指定金融機関における交替については、交替を実施する統一的な基準を定めることや、金銭出納員が関与した交替時の具体的な手順を整備する必要がある。また、複数の職員による相互確認等も徹底する必要がある。

(4) 現金取扱いに関する管理・運用ルールについて

Y 課課内で現金を取り扱う業務については、統一的な管理・運用ルールが明文化されておらず、マニュアルなども作成されていなかった。そして、課内におけるつり銭の運用、金庫の取扱い、日次運用、交替作業の取扱い、日常業務を行う中で周囲の者から事実上伝わっていたものであった。

こうした管理・運用は、現金の確認手順が明確でないこと、交替記録の作成が徹底されていないこと、事務処理にばらつきがあることなどの問題が生じることが懸念されるものである。

現金の保管、確認、入出金、交替及び記録等に関する課内統一的な取扱い方法等を定め、これらをマニュアルとして明文化する必要がある。さらに、全職員に正確かつ確実に理解させるとともに、これに基づく運用を徹底する体制を構築することが求められる。

また、今年度中に新庁舎への移転が予定されていることから、新庁舎における各係や金庫の配置レイアウト、来庁者や職員の動線等を踏まえた検討も必要である。

今回の亡失事故については、各職員及び組織において、公金を取り扱う業務の重要性並びに各職員の役割及び責任が、組織内で十分に認識・共有されていないことが、その一因となつたと考えられる。このことは、最初に職員が亡失を発見してから管理職等へ報告するまでに数日を要していることからもうかがわれるものである。

改めて、公金を取り扱うことの責任の重さを全職員が認識するとともに、管理職をはじめ各職員がそれぞれの役割と責任を果たし、適正な現金管理を徹底するよう必要な措置を講じられたい。

いるところである。今後、いずれの部署においても再びこのような事故が発生することのないよう、全ての部長、課長が各組織のトップとして自らの職責を改めて認識するとともに、所属職員を適切に管理監督し、確実な現金管理を徹底するよう取り組まれた。

2 金銭出納員の教育について

金銭出納員は、法第171条第1項に基づき、会計管理者の事務を補助させるために置かれる職員であり、世田谷区では会計事務規則第7条により「会計管理者が別に定める職務名の区分に従い、金銭出納員を置き、区長がこれを命ずる」とされ、会計事務要綱の別表第1に具体的な職務名として、各課の係長名が定められている。

本件では、令和6年4月にY課の金銭出納員に任命された職員Aについて、つり銭を保管している手揚げ金庫の業務時間中の管理が不適切であったにもかかわらず、その状態を抜本的に改善しないまま運用を継続していたこと、またつり銭の総額を日々照合していなかったことなどが認められた。職員Aは、任命時に庁内イントラネットで金銭出納員が行うべき事項を自ら調べ、職責及び職務内容を把握しようとしたことは認められたものの、これらの不適切な管理は、金銭出納員として求められる職責を果たすための基本的な認識が十分でなかったことを示すものである。

本件で述べてきたとおり、金銭出納員は、金銭出納に関し会計管理者を補助するとともに、法第243条の2の8の規定により賠償責任が問われる職責にある者である。そのため、世田谷区においては、会計管理者が主導し、本件の事例を踏まえ、新たに金銭出納員に任命される職員が、その職務内容、責任の範囲、金銭出納や現金管理の具体的な実施手順等について十分に認識し、その職務の重要性を理解できるよう、研修の実施や体系的なマニュアルの整備など、金銭出納員の教育の強化を図られた。

3 会計事務指導の実効性の確保について

本件では、令和6年12月に会計室が会計事務規則第3条に基づく会計事務指導をY課P係に対して実施したが、X部部長に宛てられたその結果通知において、会計事務全般は「おおむね適正に処理されている」と評価された。一方で、当日の事務指導の場においては、会計室職員から手揚げ金庫の保管について、「手揚げ金庫は、日中は金庫に保管すること」というつり銭等の管理に係る指摘が口頭でなされていた。当日の口頭指摘は当該結果通知には記載されておらず、是正期限及び是正結果の報告も求められていなかった。

このため、業務時間中の手揚げ金庫の保管場所について、一応の検討が行われたが、大型金庫への手揚げ金庫の出し入れが煩雑であることから、従前の運用が継続された。

会計室による会計事務指導は、会計管理者を補助する金銭出納員やその組織の会計事務の実態を把握し、不適切な処理を是正させ、又は未然に防止するといった目的を持つ重要なものであることは言うまでもない。本件の事例を教訓として、会計事務指導に当たっては、その指摘事項を可能な限り文書化するとともに、指摘事項ごとに是正期限及び是正結果の報告を求めるなど、会計事務指導の実効性が担保される仕組みを検討されたい。

4 会計事務における課長の役割の明確化について

前述したとおり、世田谷区においては、各課の課長は組織規則上、所属する課の職務について、「課長及び担当課長は、上司の命を受け、その課又は担当課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」ともと定められており、所管する業務に現金を取り扱う業務が含まれる場合、当該課長は適切に当該業務を掌理し、金銭出納員を含む所属職員を管理監督する一般的な職務上の義務があるものと認められる。

一方で、会計事務規則第140条においては、金銭出納員等の監督は部長の責任として定められているものの、課長の役割については、会計事務規則等に明確な規定が置かれていない。

各課に置かれる係長級の職員である金銭出納員を、日常的な組織運営において直接監督する立場にある課長ではなく、部長が直接監督する仕組みは、職務遂行の実態が適切に反映されているとは言い難いものとなっている。

他区においては課長の監督責任を会計事務に係る規則に規定している事例もあり、公金を扱う自治体の会計事務という重要な業務において、所属長である課長の権限と責任を明確にすることは、より区民の信頼に応える執行体制の構築につながるものと考える。

世田谷区においては、会計事務規則等において組織運営の実態に即した課長の役割や責任、金銭出納員等との管理監督関係を明確にすることを検討されたい。

5 コンプライアンスの推進について

世田谷区では、コンプライアンスを「法令、条例・規則、区において定められた規程や社会規範を遵守することのみならず、職員一人ひとりが、事業の意義をよく理解し、区民の信頼に応えるべく主体的かつ誠実、適正に職務を遂行すること」と捉え、区民から信頼される区政を目指し、もって区民福祉の向上を図ることを目的として「世田谷区コンプライアンス基本方針」を定めている。

「世田谷区コンプライアンス基本方針」における行動指針では、「行動指針2 組織的にコンプライアンスの確保に取り組む」において、「適正な事務執行や、服務規律の確保に向け、組織的にリスクマネジメントに取り組む」

別紙 地方自治法第 243 条の 2 の 8 及び第 199 条の規定に基づく職員の賠償責任に係る監査等について

7 世 総 第 6 0 7 号
令和 8 年 3 月 2 6 日

7 世 監
第 229 号
-8.3.26
取 受
世 田 谷

世田谷区監査委員 様

世田谷区長
保 坂 順

地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 8 及び第 1 9 9 条の規定に基づく
職員の賠償責任に係る監査等について

X 部 Y 課
の職員が、同課で保管していたつり銭を紛失した事故で、
下記のとおり区に損害を与えたと認めるので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項及
び第 1 9 9 条第 6 項の規定に基づき、その事実を監査し、賠償責任の有無及び賠償額を
決定することを求めます。

記

1 関係者
(1) 関係職員
X 部 Y 課 P 担当係長 主事 職員 A
X 部 Y 課 Q 係係長 主事 職員 D
(2) 管理監督者
Z 総合支所 参事 職員 B
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで X 部 Y 課課長)
X 部 Y 課課長 副参事 職員 C

2 事故の概要
(1) 本件事故発生発覚日
令和 7 年 1 2 月 1 5 日 (月)
(2) 事故発生場所
Y 課 事務室もしくは庁舎外
(3) 事故の状況等
別紙「事故概要」のとおり

「過去の教訓を活かし、リスクの発生を組織的に防止する仕組みを構築するなど、常に業務改善を進める」などを掲げている。

しかしながら、近年、令和 5 年度には現金の亡失事故、令和 6 年度には元区長の肖像画 5 点の滅失、令和 7 年度には本件に係る現金の亡失が報告されており、このほかにも契約代金の支払遅延などにより、区に損害を生じさせる事故が相次いでいる。これらの事故の発生を受け、それぞれについて再発防止策が講じられているが、その後も事故が繰り返されており、その再発防止策が、各職場における具体的な行動の改善やリスクの低減に十分結び付いているとは認め難い状況である。

本件の所管部署である Y 課の令和 6 年度及び令和 7 年度のリスクマネジメントでは、現金の紛失がリスクとして掲げられていないが、つり銭の管理などで検討が及ばず亡失事故が発生している。これは、リスクの特定が具体的な対策や点検に結び付かず、リスクマネジメントが十分に機能していなかったと言わざるを得ない。

世田谷区においては、「世田谷区コンプライアンス基本方針」に基づくリスクマネジメントの取組みについて、管理職をはじめ職員一人ひとりがその意義や重要性を理解し、リスクへの対策が日常的に確実に実践されるよう、改めて注意を喚起することはもとより、各課の取組状況をモニタリングする機会を増やし、必要に応じて改善を求めるなど、リスクの発生を未然に防止する実効性のある仕組みとなるよう取り組まれない。

事 故 概 要

- 1 被害金額
金11,050円

2 被害の発覚日
令和7年12月15日（月）

3 被害の場所
Y課 執務室もしくは庁舎外

4 被害の状況
本件事故は、窓口において Y課の業務に関する 証明や資料を有料で提供する場合の手数料等を徴することから、つり銭に用いるための現金100,000円を保管していたところ、令和7年12月15日（月）に、このうち11,050円の不足が生じていることが発覚したものである。

5 関係職員

職員の所属・職・氏名	略 歴
X部Y課 P担当係長 主事 職員A	令和5年4月1日から現職
X部Y課 O係係長 主事 職員D	令和6年4月1日から現職

6 管理監督者

職員の所属・職・氏名	略 歴
Z総合支所 参事 職員B	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで X部Y課課長
X部Y課課長 副参事 職員C	令和7年4月1日から現職

7 事故当時の現金の管理状況
事故発生当時のつり銭に用いる現金の日常的な取扱い以下の通り。

時間	行為者	内容
----	-----	----

8:30 まで	職員D（金庫管理）又はQ係係員（金庫管理補助者） 当日の窓口3名の当番となっているP係職員	・課の大型金庫のダイヤル錠を解錠 ・Q係の職員から大型金庫の鍵を受け取り、解錠してつり銭に用いる現金10万円が保管されている手掘り金庫を取り出し、Y課のA24番窓口のレジに運ぶ。 ・手掘り金庫に保管されている10万円のうち、当日のつり銭として使う2万円 ^{※2} をレジ内に投入する。残りの8万円はレジ業務の中でつり銭の両替が必要となった際のために手掘り金庫内に保管する。 ・手掘り金庫はレジが設置されている台の下段に置く。 ・各窓口当番が証明等の手数料の徴収、つり銭の払出しを行う。 ・レジ内の現金の両替が必要な際は、当日の窓口3の当番となっているP係職員が行う。
8:30～12:00	当日の窓口当番となっているY課各係職員	・窓口で提出された証明書交付申請書、レジから出力した点検レシート、申請書の交付枚数を確認し、領簡がないことを確認 ・レジ内の現金が、点検レシート記載の金額とつり銭2万円の合計額と一致することを確認 ・必要に応じてレジ内のつり銭と両替用現金との両替
12:00～17:00	当日の窓口当番となっているY課各係職員	8:30～12:00と同様
17:00	当日の窓口3の当番となっているP係職員	・翌日、レジに投入するつり銭2万円を専用のメッシュケースに入れる ・収納した手数料（売上金）が点検レシート額と一致していることを確認 ・金種表を作成の上、P係係長（原則は金銭出納員である係長。不在の場合は他の2名の係長のうち任意の者）の点検を受けて手数料（売上金）を封入封蔵

記録が行われていなかった。なお、手引き金庫内に保管されている現金について、多くの職員がその総額を認識していなかった。

これらのことから、紛失が発生した時点や直接的に関与した職員を限定できない。

8 その他

令和 6 年 1 2 月の会計事務指導において、業務時間中、手引き金庫は施錠していない状態となっており、常時施錠されている館内の大型金庫に保管することが望ましいとの指摘を受けていたものの、具体的な対応を行わなかった。

また、会計事務規則第 3 2 条に定めるつり銭の受領は金銭出納員から会計管理者への申請が必要となり、既に受領している金額を変更せずに継続して次年度も受領する場合「釣銭貸出継続申請書」及び「釣銭受領書」の提出が必要となる。令和 7 年度当初、保管されているつり銭用現金の残高を確認せずに、金銭出納員がこれを作成し、職員 D 及び 職員 C の決裁の上、会計管理者へ提出した。

9 事故発覚の経過

令和 7 年 12 月 15 日

午後の窓口当番であった P 係の職員 D が、1 4 時から 1 5 時頃、つり銭用現金 1 0 万円のうちの手引き金庫に両替用として保管していた 8 万円について、両替用のため金庫は一定ではないものの、ある程度の金庫は揃えており、その金庫の隅りに違和感を持ったため現金を数えたところ、1 1、0 5 0 円不足していることに気づいた。しかし、その日は窓口対応業務に忙殺され、つり銭用現金確認に関するこれ以上の行為は行わなかった。

12 月 16 日

前日につり銭用現金の不足に気づいた職員 D が、午後の窓口当番であった P 係の職員 D と改めて現金を数えたところ、1 1、0 5 0 円の不足があることを確認した。しかし、通常業務への対応で時間的余裕がなく、上司への報告は行えなかった。

12 月 17 日

職員 D が、金銭出納員である 職員 A につり銭用現金の不足について報告を行い、その後、金銭出納員、職員 D 及び職員 D で再度つり銭用現金の確認を行った。その結果、同様の不足があることが確認されたため、課長に報告するとともに、部長や行内関係部署への報告を行った。午後には在席職員に対し、自席や窓口周りを中心に、紛失の可能性のある箇所を調査したが、不足金の発見には至らなかった。

12 月 18 日

課内金庫員に対し、つり銭用現金不足の可能性について伝達し、改めて Y 課内の事務室を全職員により捜索したが、不足金の発見には至らなかったことから、会計管理者に状況報告を行った。

12 月 19 日

常任委員会へつり銭用現金の一部不足の可能性について口頭報告した。

12 月 22 日

課内の係長会において、手引き金庫を業務時間中も大型金庫に保管すること、つり銭用現金の現金を毎日確認すること、両替で行金外に現金を持出す際はいつ誰が幾ら持ち出し、いつ誰が幾ら戻したかを確認すると共に、記録として残すことを周知し、更なる再発防止策の検討を求めた。

17:30～17:45頃	当日の窓口 3 の当番となつてい る P 係の職 員	・財務システムを操作して日計表、納付書を出力 ・納付書と金種表は翌日、巡回収納で回収されるため専用の緑色の袋に入れ、手数料（売上金）の入った封筒は専用の赤色の袋に入れる ・手引き金庫及び緑・赤の袋を大型金庫に戻して職で施錠 ・ダイヤル錠で施錠
	職員 D 又は Q 係職員	

※ 1 Y 課には A 2 4 窓口と A 2 6 窓口があり、A 2 4 窓口はさらに窓口 1～3 の三つの窓口に分かれている。A 2 4 の窓口 1 と窓口 3 は P 係、窓口 2 は R 係の職員がそれぞれ当番で担当している。また、A 2 6 窓口は S 係が担当している。窓口 3 を担当する P 係の職員が手引き金庫の移動やレジ内へのつり銭の投入、1 2 時及び 1 7 時の点検作業を行う。なお、レジは 1 台のみで運用している。

※ 2 つり銭用現金は金庫を、千円札×1 0 枚、5 0 0 円硬貨×1 0 枚、1 0 0 円硬貨×3 0 枚、5 0 円硬貨×4 0 枚として運用していた。

また、事故発生当時の両替用現金の銀行で両替の手順以下の通り。

時間	行為者	内容
原則水曜 日※3	① P係の職員 Y課の職員	① P係の職員が、手引き金庫内の両替用現金から両替する現金及び両替依頼書を用意 ※用意する金額、両替後の金庫の基率等はなく、担当した職員の判断による
	② R係又はS係	② R係又はS係の職員が、区役所本庁舎内にある銀行に公庫庫で両替に行く
		③ 銀行から戻った職員から両替された現金を P係の職員が受取り、手引き金庫内の両替用現金へ戻す。又は P係の職員に一声かけて②の職員が直接、手引き金庫に戻す※4

※ 3 本曜日以外でも、R 係又は S 係の職員が区役所本庁舎へ出張の際に併せて銀行での両替を行うこともある

※ 4 銀行から戻って来た現金金額を確認する統一的なルールはない

レジに投入されていたつり銭用の 2 万円については、前日の業務時間終了後に準備する際及び毎日 1 2 時と 1 7 時の点検で日々、確認されていた。一方で日中、両替用として手引き金庫に保管されていた 8 万円については定期的な確認が行われておらず、最後に確認されたのは、令和 6 年 1 2 月 1 3 日の会計課による会計事務指導時である。また、レジ操作やつり銭の両替、保管方法等といった現金取扱についての課の統一的な運用手順やマニュアルは存在せず、定期的なつり銭用現金の金庫や総額の点検及び

- ④ 本庁舎にある銀行の窓口で両替を行う時には、手揚げ金庫から現金を取り出す際と、両替後の現金を戻す際に、点検確認者（係長）の確認を受けて記録する。
 - ⑤ レジスター内のつり銭を両替する基準額（金種）を設定のうえ、両替時は点検確認者（係長）のチェックを受ける（窓口当番職員の主観による両替は行わない）。
 - ⑥ 会計事務規則第 32 条に定めるつり銭を年度当初に会計管理者へ申請する際には、金銭出納員を含む複数の職員でつり銭用現金の残高を必ず確認し、受領書を提出する。
 - ⑦ 取納金の流れやつり銭用現金の管理について、Y課として共通の手帳書を作成のうえ、取納金事務に関する課内研修を定期的に実施する。
- (2) 手揚げ金庫の取扱いについて
- ① つり銭用現金の入った手揚げ金庫を大型金庫より持ち出すのは、朝のレジ開け作業時、正午の点検時、夕方のレジ締め作業時のみとし、それ以外の時間は大型金庫で保管する。
 - ② 朝のレジ開け作業で手揚げ金庫を大型金庫から持ち出す時刻を、現行の「8時 00 分以降」から「8 時 15 分以降」とし、出勤者が少ない時間帯に手揚げ金庫を持ち出さないようにする。
- (3) 再発防止に向けた全庁に対する注意喚起
- ① 令和 8 年 1 月 30 日（金）の部長会において、会計管理者名で「適切な会計事務の徹底について」を全庁に周知を行った。

- 令和 8 年 1 月 5 日 つり銭用現金の取扱いに携わる職員を対象とした聞き取りを実施した。
- 1 月 13 日 警察署へ現金の紛失届を提出した。
- 1 月 27 日 会計管理者に対し、会計事務規則第 143 条に基づき、事故報告書を提出した。
- 10 監査対象職員
- (1) 財務会計職員（地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 3 項により監査を求める職員）
- ① 金銭出納員
- X 課 Y 課 P 担当係長 主事 職員 A
- (2) 非財務会計職員（地方自治法第 199 条第 6 項により監査を求める職員）
- ① 参事 職員 B X 部 Y 課課長
- (令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)
- ② X 部 Y 課課長 副参事 職員 C
- ③ X 部 Y 課 Q 係係長 主事 職員 D
- ※①及び②は所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する責務がありながら事故発生の要因となった不十分な現金管理体制を看過していたこと、③は紛失したつり銭が保管されていた手揚げ金庫を保管していた大型金庫の金庫管理者であることから、現金の紛失に伴う区の損失についての責を問うべき過失があると考えられる。このため、当該職員に関しては同法第 199 条第 6 項の規定により、同法第 243 条の 2 の 8 第 1 項の規定に準じて、賠償責任の有無及び賠償額についての監査を求める。

11 関係法規の諸規定

地方自治法

世田谷区会計事務規則

12 事故後の状況

本件事故発生後の Y 課 における再発防止策は以下の通り。

(1) つり銭用現金の管理について

- ① つり銭用現金のうち両替用の 8 万円は、窓口当番職員により、正午および業務終了前の毎日 2 回残高を確認し、点検確認者（係長）がダブルチェックしたことを記録する。
- ② つり銭としてレジスターに投入する金額を現行の 20,000 円から増額し、業務時間中の両替回数を減らす。
- ③ 高額紙幣を預かりつり銭を渡す際は、つり銭に含まれる紙幣を他の職員や申請者と共に確認することを徹底する。